

高知県農業経営第三者承継推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農業経営第三者承継推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域農業の維持・発展に向けて廃業や規模縮小する農業者の経営資産の円滑な継承を促進することを目的に、一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業者のうち一般社団法人高知県農業会議は別記第1号様式、市町村は別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号の条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更（各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助金額の30パーセントを超える増額又は減額
- (4) 委託事業の新設又は委託先の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が規則又はこの要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者、間接補助事業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和11年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費		補助率
	区分	内容	
<p>1 経営継承推進事業 一般社団法人高知県農業会議が行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 経営継承普及啓発 経営継承の必要性の周知や意識啓発を図るため、優良・先進的な経営継承の事例調査や県内農業者や関係機関等に対するセミナー等の開催、事業広報活動等を実施するもの</p> <p>(2) 支援者能力向上研修 経営継承を支援するために必要な制度等の理解やコンサルティング能力の向上などを図るために、関係機関等に対して研修等を実施するもの</p> <p>(3) 経営継承支援活動 円滑な経営継承の促進を図るために、継承元及び継承先との個別相談やマッチング、継承後のフォローアップなどの支援活動を実施するもの</p> <p>(4) その他 経営継承の推進に必要な体制整備など目的達成のために必要と認められるもの</p>	1	謝金 講師等として依頼した者に対する謝金等	定額
	2	旅費 職員旅費及び講師旅費等	
	3	需用費 印刷製本費、消耗品費、燃料費（自動車等の燃料費）及び光熱水料	
	4	役務費 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）及び送金手数料	
	5	委託料 事務の一部を他の者に委託する場合に要する経費	
	6	使用料及び賃借料 会場借上げ料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	
	7	備品費 当該事業実施に直接必要な事業用機械器具等購入費（1件当たり50万円未満のものに限る。）	
	8	負担金 会議参加費等	
	9	給料等 補助事業に直接従事する職員に対する一般職給、職員手当、共済費、事務補助員に対する賃金等	

補助事業の内容	補助対象経費		補助率
	区分	内容	
<p>2 経営継承促進奨励事業</p> <p>市町村が、第三者への農業経営の継承促進を図るため、親族以外の新たな担い手に経営継承を行った経営体（継承元）に対して奨励金を交付する事業</p> <p>（交付要件）以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>（1）継承先の経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承元が三親等以内の親族でないこと ・認定新規就農者又は当該年度中に認定新規就農者になることが確実と見込まれる者であること ・経営する農地全てが目標地図に位置づけられた者又は当該年度中に位置づけられることが確実である者 <p>（2）継承する農業資産（農地、機械、施設等）の規模・種類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承する農業資産を活用することで、継承先が5年以内に年間所得概ね250万円を実現できることが確実と見込まれる規模であること <p>（3）農業資産の引き渡し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承する農業資産のうち農地以外については、継承元と継承先の間で売買契約が締結されていること ・農地については、売買契約又は数年後の売買を前提とした貸借契約が締結されていること ・奨励金交付までに引き渡し又は貸し付けが完了していること 	奨励金	1 経営体当たり定額30万円（1回限り）	2分の1 (15万円)

【注】継承する農業資産が、継承先の農業経営に必要な資産の一部（農地、機械、施設等）だけの場合は、原則、奨励金の交付対象としない。

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。